

1 地域福祉保健推進事業

誰もが住み慣れた地域で安心して充実した生活を営むことができるよう、地域で支え合う仕組みづくり等を進めていくことを目指して地域福祉保健推進事業を実施しています。

地域福祉保健の推進は、行政や事業者だけの課題ではなく、互いに支え合う心やボランティア活動の広がりなど、つながりのある地域づくりが基礎となります。そのため、市民が福祉保健活動に参加しやすい仕組みづくりや活動の場の整備などを行い、ボランティアによる活動や、地域の支え合いを支援するとともに、多様なサービスが地域の中で効果的・総合的に提供できるよう地域福祉保健を推進しています。

また、サービスの質の向上や利用者が的確にサービスを選択できるようにするための事業の充実を図ります。

1 地域福祉保健計画の策定・推進

(1) 事業内容

横浜市では、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、地域福祉保健計画を策定・推進しています。

(2) 計画の策定・推進状況

市では、平成 16 年度から市計画を策定し、平成 30 年度は第 3 期市計画（平成 26 年度～30 年度）を横浜市社会福祉協議会と一体的に推進しました。第 3 期市計画では、区を支援する研修や、地域福祉コーディネーターなどの地域福祉保健人材の育成、市民への啓発などに取り組みました。また、第 4 期市計画（令和元年度～令和 5 年度）の策定も実施しました。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を策定・推進しています。平成 28 年度から、第 3 期区計画・地区別計画（平成 28 年度～32 年度）がスタートし、区の特性を活かした地域の支え合いやつながりづくりといった、様々な地域福祉保健活動に取り組んでいます。

<平成 30 年度実績>

ア 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会等

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、公募した市民委員等による策定・推進委員会及び計画検討会を開催し、市・区の計画推進状況の把握及び第 4 期市計画の検討を行いました。

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 2 回

横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会 2 回

イ 地域ケアプラザ職員等養成研修

地域ケアプラザ等に勤務する職員を対象に、個別・地域の課題解決、ネットワーク構築に関する知識・技術の習得等、ケースワーク・コーディネート力を高めるための研修を実施しました。

講座数 7 講座 参加人数 951 人（参加延べ人数）

ウ 福祉・保健カレッジ

市内の大学・専門学校、NPO 法人及び職能団体等が連携・協力して研修を企画・実施しました。

参画機関数 18 機関 研修実施数 148 講座

事務局：福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」

(3) 地域福祉保健計画との関連事業

ア ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

民生委員及び地域包括支援センターに対して、在宅で 75 歳以上のひとり暮らし高齢者の個人情報を提供し、必要な人に対する相談や見守り活動等につなげる取組を実施しました。平成 29 年度は、18 区 262 地区で実施しました。

イ 地域の見守りネットワーク構築支援事業

地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成しました。

実施地区数 6 地区

ウ 災害時要援護者支援事業

災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等に対し、地域の自主的な取組により安否確認等支援ができる体制づくりを、区と連携して推進しました。

実施地区数（単位町内会） 2,540 地区

2 地域ケアプラザの整備・運営

(1) 事業内容

市民の誰もが、住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるように、地域の福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉・保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設として、地域ケアプラザを中学校区程度に1か所整備していきます。

なお、平成18年度から、すべての地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに、介護保険制度の中に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等や、介護予防ケアプランの作成等を行っています。

(2) 施設の機能

ア 地域のボランティア等福祉・保健活動の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供

イ 福祉・保健等に関する相談・助言・調整

ウ 福祉・保健サービス（一部施設を除く。）

例) 高齢者デイサービス

健康状態の確認、入浴、食事、機能訓練、送迎

エ ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

オ 支援困難な方への対応や関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援など

(3) 利用日等

ア 開館時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで

日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

施設点検日（月1回）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 平成30年度実績

ア 建設等（4か所）

名 称	建 設 場 所	整 備 内 容
岡津地域ケアプラザ	泉区岡津町 1228 番地 3	着工
山下地域ケアプラザ	緑区北八朔町 218 番 13 ほか	基本設計・実施設計
都田地域ケアプラザ（仮称）	都筑区東方町 655-1 ほか	基本設計
本郷台駅前地域ケアプラザ（仮称）	栄区小菅ケ谷一丁目 1 番地ほか	不動産調査

イ 運営（138か所）

利用者数 3,619,161人

うち デイサービス延利用人員 969,389人

（デイサービス契約人員 11,452人）

3 福祉保健活動拠点の運営

(1) 事業内容

地域における市民の自主的な福祉活動、保健活動等の場の提供及び支援並びにボランティアに関する情報提供・育成支援・紹介等を行う施設として、福祉保健活動拠点を各区に1か所設置しています。

(2) 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、録音室、点字製作室、多目的研修室、事務室等

(3) 利用日等

ア 開館時間

月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで
日曜日・祝日等 午前9時から午後5時まで

イ 休館日

年末年始等

(4) 平成30年度実績

ア 運営主体（指定管理者）

各区社会福祉協議会

イ 利用状況

名 称	開 所 日	利用延べ件数
鶴見区福祉保健活動拠点	平成11年10月18日	3,372
神奈川区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,033
西区福祉保健活動拠点	平成20年1月1日	3,740
中区福祉保健活動拠点	平成16年11月1日	2,524
南区福祉保健活動拠点	平成16年7月1日	2,088
港南区福祉保健活動拠点	平成14年11月25日	2,898
保土ヶ谷区福祉保健活動拠点	平成11年10月25日	3,422
旭区福祉保健活動拠点	平成14年2月1日	2,583
磯子区福祉保健活動拠点	平成13年2月15日	1,499
金沢区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,945
港北区福祉保健活動拠点	平成11年5月1日	2,865
緑区福祉保健活動拠点	平成10年12月1日	2,609
青葉区福祉保健活動拠点	平成17年4月4日	2,941
都筑区福祉保健活動拠点	平成15年12月22日	1,689
戸塚区福祉保健活動拠点	平成11年12月6日	2,968
栄区福祉保健活動拠点	平成13年3月1日	2,905
泉区福祉保健活動拠点	平成14年3月11日	2,538
瀬谷区福祉保健活動拠点	平成14年11月1日	2,263
合 計		47,882

4 民生委員・児童委員

(1) 事業内容

本市民生委員制度は、大正9年4月に制定された「横浜市方面委員規定」により、48名の方面委員を委嘱したことに始まり、戦後の法改正で、「民生委員・児童委員」と名称が改められ、本市福祉行政の推進に大きな役割を果たしてきました。

民生委員・児童委員は、地域活動や訪問活動などを通じた地域の福祉ニーズの把握、福祉保健センター等関係機関との連絡・協力など、地域に生活する市民の立場で、地域福祉増進のための幅広い活動を行っています。

また、主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童委員と連携して、関係機関・団体等との連絡・調整などを行っています。

(2) 民生委員・児童委員数（主任児童委員を含む）

（平成30年度）

	定数	現 員			地区民生委員児童委員協議会数
		男	女	計	
鶴 見	339(34)	95(9)	239(25)	334(34)	17
神 奈 川	317(36)	60(2)	242(34)	302(36)	18
西	131(12)	34(0)	90(12)	124(12)	6
中	191(26)	38(4)	139(20)	177(24)	13
南	284(33)	78(2)	198(31)	276(33)	16
港 南	291(30)	50(1)	226(28)	276(29)	15
保土ヶ谷	304(46)	59(2)	235(42)	294(44)	23
旭	333(40)	74(3)	236(34)	310(37)	20
磯 子	232(20)	49(1)	176(19)	225(20)	10
金 沢	281(33)	50(0)	211(29)	261(29)	16
港 北	407(42)	90(3)	308(39)	398(42)	21
緑	226(23)	53(1)	169(21)	222(22)	11
青 葉	330(32)	56(0)	264(32)	320(32)	16
都 筑	183(20)	48(3)	131(17)	179(20)	10
戸 塚	333(38)	80(2)	247(35)	327(37)	19
栄	162(14)	42(0)	118(12)	160(12)	7
泉	190(24)	65(0)	122(23)	187(23)	12
瀬 谷	168(24)	47(0)	116(24)	163(24)	12
計	4,702(527)	1,068(33)	3,467(477)	4,535(510)	262

※（ ）内は、主任児童委員で内数

(3) 民生委員・児童委員の活動状況

（平成30年度）

項 目		年間取扱件数	比率 (%)	1人当たり年間取扱件数
相談・支援 件数	高齢者に関すること	75,940	67.0	18.9 ※
	障害者に関すること	4,983	4.4	1.2 ※
	子どもに関すること	18,516	16.3	4.1
	その他	13,919	12.3	3.1
	計	113,358	100.0	—
その他の 活動 件数	調査・実態把握	43,081	7.5	9.5
	行事・事業・会議への参加協力	144,099	25.1	31.8
	地域福祉活動・自主活動	247,729	43.2	54.6
	民児協運営・研修	130,701	22.8	28.8
	証明事務	4,934	0.9	1.2 ※
	要保護児童の発見通告・仲介	2,583	0.5	0.6
計	573,127	100.0%	—	

※1人当たり年間取扱件数のうち、「高齢者に関すること」、「障害者に関すること」、「証明事務」については、原則として主任児童委員は取り扱わないため、これらの項目については、主任児童委員を除いた民生委員・児童委員の現員数（4,025人）を基に算出した。

(4) 研修

市の民生委員・児童委員、主任児童委員で構成する研修委員会において、課題別又は対象者別の研修を企画・実施しました。

5 高齢者・障害者権利擁護事業

(1) 事業内容

判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して日常生活を送れるよう、権利擁護に関わる相談や定期

訪問・金銭管理サービス等を実施する「横浜生活あんしんセンター」の運営を補助しました。

また、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障害者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える市民後見人活動の推進を目的に、「市民後見推進委員会」を設置し、市民後見人の養成・活動の支援について検討を行いました。

(2) 横浜生活あんしんセンター運営事業（平成 30 年度）

ア 相談調整事業

(ア) 内容

高齢者や障害者の権利擁護に関わる一般相談及び弁護士、社会福祉士による専門相談

(イ) 相談実績

95,344 件

イ 定期訪問・金銭管理サービス事業（契約に基づき実施・有料）

(ア) 内容

定期的な訪問・預貯金の出納代行、公共料金・生活諸費の支払いの代行等

(イ) 契約実績

1,137 人（うち 189 人は財産関係書類等預かりサービス併用）

ウ 財産関係書類等預かりサービス事業（契約に基づき実施・有料）

(ア) 内容

預貯金通帳、有価証券、証書の保管（金融機関の貸金庫に保管）

(イ) 契約実績

191 人（うち 189 人は定期訪問・金銭管理サービス併用）

エ 法定後見・任意後見業務（契約等に基づき実施・有料）

(ア) 内容

成年後見制度に対応し、法人として後見業務を行う。

(イ) 実績

a 任意後見契約

契約締結済 10 件

b 法定後見

後見人就任件数 49 件

オ 広報・啓発・研修・研究事業

(ア) 内容

成年後見制度説明パンフレットの増刷及び配布、障害のある方のご家族、支援者向け成年後見制度パンフレットの作成、各種研修等の実施

(イ) 研修実施回数

12 回（関係機関向け研修：6 回、親族後見人向け研修：4 回、障害施設向け職員研修：2 回）

(3) 市民後見人養成・活動支援事業

ア 平成 24 年度の第 1 期開始から、第 4 期まで市民後見人養成課程を修了し、平成 30 年度末現在、53 名が市民後見人バンクに登録し、36 名が受任しています。

イ 外部学識経験者、弁護士等専門職団体による市民後見推進委員会を設置し、横浜市における市民後見人のあり方や仕組みづくりについて検討しました。（年 4 回開催）

(4) 実施主体

(2)については社会福祉法人横浜市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会

(ア～ウの業務を各区社会福祉協議会に委託)

(3)については横浜市

((3)に関する業務を社会福祉法人横浜市社会福祉協議会横浜生活あんしんセンターに委託)

6 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」の運営

(1) 事業内容

福祉保健活動の推進に必要な人材の育成・確保のため、福祉保健活動等の従事者・市民に対し、研修・情報提供等を行うとともに、交流の場・機会を提供しています。

(2) 施設概要

- ア 所在地
港南区上大岡西一丁目6番1号（ゆめおおおかオフィスタワー 4階～6階の一部、8階の一部～12階）
- イ 施設内容
研修室・討議室、和室、介護・調理実習室、情報資料室、レストラン
- ウ 運営主体（指定管理者、第4期指定期間：平成30年4月～令和5年3月）
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
- エ 開所日
平成9年10月1日

(3) 事業実施状況（平成30年度）

ア 研修室等の貸出し

利用件数	14,808件
稼働率	59.6%

イ 福祉保健に関する研修

分類	件数（件）	日数（日）	受講者数（人）
組織力向上コース	32	55	1,228
専門力向上コース	27	29	1,467
地域力向上コース	6	9	557
資格関連コース	5	103	1,335
民生委員児童委員・主任児童委員コース	5	14	1,488
地域福祉推進事業	4	5	970

ウ 情報資料室の運営

(ア) 資料等の収集・整備

種類	30年度収集・整備数（点）	累計（点）
図書・資料・合冊製本	837	38,196
逐次刊行物	773	34,081
視聴覚資料	25	1,235

(イ) 利用状況

利用者数：9,898人、資料貸出数：6,080件、貸出利用登録者数250人（総登録者数12,627人）

エ 研究団体の支援

登録団体：3団体

オ 福祉人材の確保・就業支援事業

- (ア) 就職相談会の開催
- (イ) 福祉施設見学ツアーの開催
- (ウ) 社会福祉施設等ヒアリング調査の実施
- (エ) 福祉保健交流スペース「ウェルじゃん」の運営（求人情報の提供、個別相談会の開催等）

カ 福利厚生事業

福祉保健従事者等のための「こころの相談室」
相談日数146日、利用件数176件

7 横浜市社会福祉センターの運営

(1) 事業内容

市民の福祉意識を高め主体的な福祉活動を推進するため、社会福祉を目的とする市民の相互交流及び活動の場を提供するとともに、ボランティア支援などの社会福祉に関する相談や支援を行っています。

(2) 施設概要

ア 所在地

中区桜木町一丁目1番地（横浜市健康福祉総合センター内）

イ 施設内容

ホール、会議室、軽運動室、ボランティアセンター、相談室、憩いの広間
 ウ 運営主体（指定管理者、第4期指定期間：平成30年4月～令和5年3月）
 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会

エ 開所年月
 昭和56年4月

(3) 事業実施状況（平成30年度）

ア ホール・会議室等の貸出し

	ホール	会議室	軽運動室	計
利用件数	613件	5,357件	771件	6,741件
稼働率	66.6%	82.6%	83.7%	81.3%

イ ボランティアセンター諸室利用件数等

ボランティアコーナー	点字製作室	録音室	ボランティアスペース	ボランティアルーム	計	ホームページ アクセス数
611件	403件	438件	471件	544件	2,467件	406,797件

ウ その他事業

(ア) 新たなニーズ・課題に対応したボランティア事業の展開

地域の居場所や社会参加のきっかけとしてボランティア活動を希望する方について、専門相談を行っている機関と連携して、相談対応及びコーディネートを行いました。

(イ) 市民・ボランティア団体等の交流に関する事業

企業の地域貢献活動の支援や精神保健ボランティア活動等の支援・交流を実施しました。

8 ごみ問題を抱えている人への支援事業

(1) 事業内容

家の内外にごみ等を溜め込み、悪臭や害虫の発生など周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例に基づき、当事者に寄り添った福祉的な支援を通じて、不良な生活環境の解消や発生の防止を図ります。

(2) 事業実施状況

問題の解決にあたっては、単にごみを片付けるだけでなく、その背景に、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら取り組みました。

また、本人が片付けに同意したものの、自ら行うことができない場合に、資源循環局と協力して、片付けを支援しました。

(3) 事業実績（平成30年度）

近隣に影響がある不良な生活環境103件に対し支援等を行い、40件が解消しました。また、条例に基づく排出支援は、27回実施しました。

	近隣に影響がある不良な生活環境の件数	近隣への影響が解消した件数	排出支援実施回数
全市合計	103件	40件	27回

(4) 研修等

福祉的視点に重点を置いた取組を推進するため、市職員及び福祉保健関係者等を対象に研修を実施しました。※各区で開催した研修も含まれます。

市職員を対象とした研修	22回
関係機関等を対象とした研修	2回

2 福祉のまちづくり条例推進事業

「福祉のまちづくり」とは、誰もが互いに理解し助け合う環境と、高齢者・障害者や子育て中の方など全ての人が安全・円滑に施設を利用できる環境を整えることにより、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由に様々な活動に参加できる社会をつくることです。

昭和 52 年には「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど 40 年以上にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

具体的な施策としては、誰もが安心して交通機関を利用できるようにするため、平成 2 年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成 3 年度からは、車椅子のまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成 9 年度からは、車椅子使用者をはじめ誰にでも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成 10 年度から補助制度を設け、民営バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図ってきました。

これらの成果や課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため平成 9 年 3 月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、市民・事業者・市の協働により福祉のまちづくりを推進するため、基本的な事項を審議する「横浜市福祉のまちづくり推進会議」を設置するとともに、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく「横浜市福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。また、整備基準等を規定した同条例施行規則を平成 10 年 1 月に制定し、従来は「横浜市福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を条例に基づく事前協議として義務付けました。

その後、国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が平成 14 年に改正され、ハートビル法に基づきバリアフリーに関する条例を市が制定できるようになり、平成 16 年に「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「ハートビル条例」という。）」が制定されました。平成 18 年には、公共交通機関等のバリアフリーに関する法律と改正ハートビル法が一本化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、これに伴い、ハートビル条例も「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」と名称を改めました。

このように、本市では背景の異なる建築物のバリアフリーに関する 2 つの条例が存在していましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進め、また、市民・事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成 24 年 12 月に建築物バリアフリー条例と一本化を図る等を含め、横浜市福祉のまちづくり条例を改正しました。

1 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

平成 29 年度までの実績	協議件数		
	官庁	民間	計
	1, 730	10, 816	12, 546

平成 30 年度の実績 (平成 31 年 3 月末現在)	協議件数		
	官庁	民間	計
建築物	61	499	560
道路	2	2	4
公園	2	0	2
鉄道の駅	12	29	41
軌道の停留所	0	2	2
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	2	4	6
計	79	536	615

2 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 事業内容

高齢者、障害者、子育て中の方などの公共交通機関の利用環境の改善のため、移動の拠点となる鉄道駅舎を対象とした鉄道駅舎エレベーター等設置事業を実施しています。

(2) 実績（平成30年度）

事業者から申請がなかったため、実績なし

3 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

(1) 事業内容

車椅子使用者、高齢者、障害者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所を持つバス事業者に対し、ノンステップバスの導入に係る経費の一部を補助しています。

(2) 実績（平成30年度）

ノンステップバス補助台数 36台

4 横浜市福祉のまちづくり推進指針に基づく事業

(1) 心のバリアフリー啓発

主に小学校4年生を対象に身近なバリアフリーを学び、日頃の生活・行動に生かしていただくための啓発パンフレットを市立小学校4年生全児童に配布しました。

(2) 市職員等に対する研修

区局の職員を対象に高齢者疑似体験及び車椅子体験を通し、高齢者、障害者の立場を理解し、日頃の業務に生かす研修を計10回実施しました。また、市職員・民間建築士を対象に白杖体験、車椅子体験や講義を通し、福祉のまちづくりの視点を学ぶ研修を2回実施し、計48名が受講しました。

(3) 誰もが使いやすい建築物等の整備推進

主に民間建築士の方を対象に、建築物におけるバリアフリーの重要性を学ぶ福祉のまちづくり研修会を平成31年2月に実施し、63名が受講しました（川崎市主催、神奈川県・本市・共催）。